

# 青少年だより かけ橋

令和元年度 第9号 <12月発行>

音更町教育委員会

## 喫煙、飲酒、ドラッグなどの危険から子どもを守る

子どもの喫煙や飲酒は、大人に比べて健康への影響を受けやすく、短期間でも依存症や健康被害のリスクを高め、心身の健全な成長を妨げます。たばこやアルコールの及ぼす被害について、子どもたちに正しい知識を持たせることが大切です。

### 喫煙・受動喫煙の危険性

たばこの煙に含まれる有害物質によって重大なダメージを負います。特に、喘息への影響は大きく深刻な症状を招くことが知られています。早期に喫煙をはじめると、重いニコチン依存症に陥りやすく、がんや心筋こうそくの発生率を高めます。



### 飲酒の危険性

発達段階にある子どもの飲酒は、アルコール代謝に時間がかかるため、急性アルコール中毒を引き起こす確率が高く、身体への悪影響を受けやすくなります。アルコールによって性ホルモンのバランスが崩れ、二次性徴が遅れたり、脳の細胞を破壊し、集中力・記憶力を低下させる危険があります。

### ドラッグの危険性

子どもたちと大麻などドラッグ（乱用薬物）の距離は年々縮まっています。ドラッグの乱用は依存症を引き起こすとともに脳へのダメージを与え、精神や心身の障害を発症します。脳が受けたダメージは回復することなく、一生つきまとうこととなります。

#### (1) 子どもに教えておきたいこと

- ① 未成年の飲酒・喫煙は法律（未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法）で禁止されています。また、飲酒・喫煙の機会を与えることは犯罪です。
- ② 飲酒や喫煙を行うことによるリスクを教えましょう。
- ③ 友人や知人から誘われても、はっきり断ることを教えましょう。

#### (2) 家庭で気をつけたいこと

- ① お酒やたばこは子どもの手が届かないところに保管しましょう。  
※アルコールの中には清涼飲料水と見分けが付きにくいデザインのものもあり、子どもが誤って飲んでしまう危険があります。
- ② 覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロイン、MDMA、シンナーなどのドラッグの他に、一般家庭にある鎮静剤、催眠剤、ブタンガス（卓上コンロのカセットガス）なども乱用すれば麻薬を摂取していることと同じになります。処方薬はしっかり管理しましょう。

青少年の悩みごとは 青少年係へ

電話・FAX 0155-42-5855

# 青少年健全育成条例の一部改正について

青少年を取り巻く環境が大きく変化している現状を鑑み、北海道青少年健全育成条例の一部が改正される条例が、10月16日に公布され、令和2年1月1日より施行されます。お子さんが事件やトラブルに巻き込まれることのないよう、ご家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。

## 青少年健全育成条例の一部改正の概要

### □ 改正理由

青少年がだまされたり、脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加傾向にあります。現行法令等では、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にできていません。

また、青少年に深く浸透しているゲームソフトの中には、過度な描写を含むものも流通しているため青少年への悪影響が懸念される場所です。しかし、ゲームソフトはその性質上、内容の確認が難しく、有害図書類として適切に指定することが現行の条例では困難となっています。

こうした課題に適切に対応するために、条例の一部を改正しました。

### □ 改正内容

#### (1) 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための改正

青少年に対し、次の不当な手段等により、当該青少年の児童ポルノ等(児童の裸体等の写真やその電子データ等)の提供を求める行為を禁止する。

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず、更に求める。
- ② 青少年を威迫して求める。
- ③ 青少年を欺いて求める。
- ④ 青少年を困惑させて求める。
- ⑤ 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をして求める。
- ⑥ 13歳未満の青少年に対して求める。

#### (2) 青少年の健全な育成を阻害する恐れのあるゲームソフトを有害図書類として指定するための改定

ゲームソフトのうち、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上(連続3分、合わせて5分)となるもの又は知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不相当としたものを有害図書類とする。

#### (3) 罰則

- ア (1)の規定に違反した場合⇒30万円以下の罰金
- イ 常習として(1)の規定に違反した場合⇒6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ウ 有害図書類の販売等に関する罰則は現行どおり

## ＝小中学生のゲームセンターや店舗内ゲームコーナー及びカラオケ店の利用等について＝

町内の不良行為少年補導状況は、一昨年度、昨年度と年々増加する傾向があります。行為別では、深夜はかいかい最も多く、次に、ゲームセンター等での不健全娯楽でした。問題行動(非行や犯罪)に発展することが心配されます。利用される際には下記の点に留意されますようお願いいたします。

- (1) 町内の小・中学校では、ゲームセンターや店舗内ゲームコーナー、カラオケボックスの利用について「保護者同伴で利用する」ように指導しています。

北海道の法令等により、16歳未満の青少年がカラオケ等を利用するのは、保護者が同伴していても午後10時までとなっています。

- (2) 町内の中学校では、生徒の帰宅時刻(「塾」や「習い事」等がある場合は除く)を下記のように指導しています。
  - ① 夏季間は午後7時まで、冬季間は午後6時までに帰宅すること
  - ② 夜間の外出は保護者同伴とすること
- (3) 町内の小学校でも、“暗くなる前に家に帰るよう”学校ごとに帰宅時刻を示すなどして指導しています。

保護者の皆さん、地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

